

2024年度
基礎要件確認シート（令和5年3月改定）（大学）

《作成にあたっての留意点》

■本シートの趣旨及び作成基準目

・本シートは、自己点検・評価すべき事項のうち基礎的な要件に関するものを簡易に表したものです。作成基準目は、特に指定がない限り、点検・評価報告書作成日と一致させてください。

■「根拠となる資料」欄

・直接的な根拠となる資料の名称及び資料番号を記載してください。また、点検・評価報告書の対応する頁番号を記載してください。

・本シートで根拠とする資料は、原則的に、点検・評価報告書の根拠資料として添付する大学基礎データその他の資料とします。学部・研究科ごとに資料が異なる場合、すべての学部・研究科の資料を点検・評価報告書に添付して提出することとなりますが、本シートでも学部・研究科に係る箇所では、関係する資料をすべて挙げてください。

・規程類を資料として記載する場合は、直接の根拠となる条項の番号まで記載してください。

・「根拠となる資料」がウェブサイトに掲載されている場合、資料の添付に代えて該当するURLを記載してもかまいません。

■「（公表、明示等の）有無」を記載する欄

・○（対応している）、△（一部対応している）又は×（対応していない）として、該当するものを記載してください。

■「備考」欄

・本欄は、△（一部対応している）や×（対応していない）とした場合に、それについて補足説明をしたり、~~それに関わる点検・評価報告書の該当頁を記載~~するために利用してください。

■用語

・「学士課程」としている場合は、専門職大学及び専門職学科におけるものを含みます。専門職大学及び専門職学科にかかわるものなど、限定的に用いる場合は、このことを明示しています。

■その他

・作成にあたっては、本シート作成例を参照してください。

・表番号の後に「●」を付したものは、基本的には大学全体としての状況を記載すべき項目です。なお、状況が学部・研究科等ごとに異なり、大学全体として一括して状況を記載することが適当でない場合は、学部・研究科等ごとに状況を記載してください。

・該当しない記入欄がある場合、斜線を引いてください。

[理念・目的]

1 大学の理念・目的の公表●

公表の有無	根拠となる資料
○	・大学学則 https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/campuslife/support/files/reg/univ.pdf ・大学院学則 https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/campuslife/support/files/reg/graduate.pdf ・大学HP 情報公開ページ https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/about/information/
備考	

※ 関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

2 学部・研究科における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表

学部・研究科等名称	規定の有無	根拠となる資料	公表の有無	ウェブサイトURL
文学部	○	大学学則第1条及び別表第1	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/letters/about/outline.html
経済学部	○		○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/economics/about/outline.html
経営学部	○		○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/business/about/outline.html
法学部	○		○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/law/about/outline.html
工学部	○		○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/engineering/about/outline.html
地域総合学部	○		○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/regional/about/outline.html
情報学部	○		○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/informatics/about/outline.html
人間科学部	○		○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/human/about/outline.html
国際学部	○		○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/international/about/outline.html
教養学部	○		○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/liberalarts/about/outline.html
文学研究科	○	大学院学則第1条及び別表1	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/letters/
経済学研究科	○		○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/economics/outline.html
経営学研究科	○		○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/business/
法学研究科	○		○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/law/outline/ideal.html
工学研究科	○		○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/engineering/
人間情報学研究科	○		○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/human/outline.html
備考				

※ 関係法令： 大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2及び学校教育法施行規則第172条の2第1項

[内部質保証]

3 設置計画履行状況等調査への対応（5ヵ年）

指摘区分	指摘事項	指摘年度	対応の有無	根拠となる資料
備考				

- ※ 「指摘区分」欄には、「警告」「是正意見」「改善意見」又は「留意事項」の何れかを記載してください。
- ※ ≪作成にあたっての留意点≫に関わらず、本表については、「指摘年度」は大学評価実施前々年度までの5ヵ年とし、その間の「指摘事項」への対応について各年度実績をベースで記載してください。ただし、大学評価実施前々度における対応については、「点検・評価報告書」の記述範囲で構いません。

4 点検・評価結果の公表●

公表の有無	ウェブサイトURL
○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/about/evaluation/
○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/facilities/teaching/self/ (教職課程に係るもの)

- ※ 関係法令： 学校教育法第109条第1項、教育職員免許法施行規則第22条の8
- ※ 教育職員免許法施行規則によって求められる教職課程に関わる点検・評価結果の公表状況については、本表2行目の該当欄に記載してください。

5 教育情報の公表●

〔共通〕

項目	公表の有無	ウェブサイトURL
教育研究上の目的	○	本シート〔理念・目的の公表〕参照
教育研究上の基本組織	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/about/information/
学位授与方針	○	本シート〔学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表〕参照
教育課程の編成・実施方針	○	本シート〔学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表〕参照
学生の受け入れ方針	○	本シート〔学生の受け入れ方針の公表〕参照
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/about/information/law/172-2.html
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/about/information/law/172-2.html
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/about/information/law/172-2.html
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/about/information/law/172-2.html
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/about/information/law/172-2.html
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/about/information/law/172-2.html
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/about/information/law/172-2.html
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/about/information/law/172-2.html
備考		

※ 関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

〔修士課程及び博士課程〕

項目	公表の有無	ウェブサイトURL
学位論文審査基準及び特定課題研究審査基準	○	本シート〔教育課程・学習成果〕参照
備考		

※ 関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第3項

〔専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程〕

項目	公表の有無	ウェブサイトURL
専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況		
備考		

※ 関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第2項

※ すべての学部・学科、研究科等に関わる情報を公表している場合は○を、一部に関する情報のみが公開されている場合は△を、情報を全く公表していない場合は×としてください。△の場合、「備考」欄に、学部・学科及び研究科等ごとの公表の状況を、記述してください。

〔教職課程〕

項目	公表の有無	ウェブサイトURL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/facilities/teaching/disclosure/
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	○	
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	○	
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	○	
卒業者の教員への就職の状況に関すること	○	
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	○	
備考		

- ※ 関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の6
- ※ 〔教職課程〕表は、教職の認定課程を有する大学のみ作成してください。それ以外の大学は空欄のままとしてください。

6 財務関係書類（財務諸表）の公表●

公表の有無	ウェブサイトURL
○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/about/information/
備考	

- ※ 関係法令：独立行政法人通則法第38条第3項（準用）、地方独立行政法人法第34条第4項、私立学校法第47条第2項

〔教育課程・学習成果〕

7 学位授与方針（DP）及び教育課程の編成・実施方針（CP）の公表

学部・研究科等名称 （研究科は学位課程別）	公表の有無 （DP）	公表の有無 （CP）	根拠となる資料
文学部（学士（文学））、（学士（教育学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/letters/about/policy.html
経済学部（学士（経済学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/economics/about/policy.html
経営学部（学士（経営学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/business/about/policy.html
法学部（学士（法学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/law/about/policy.html
工学部（学士（工学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/engineering/about/policy.html
地域総合学部（学士（地域学））、（学士(政策学)）	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/regional/about/policy.html
情報学部（学士（情報学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/informatics/about/policy.html
人間科学部（学士（人間科学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/human/about/policy.html
国際学部（学士（国際学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/international/about/policy.html
教養学部（学士（教養学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/liberalarts/about/policy.html
文学研究科博士課程前期課程（修士（文学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/letters/policy.html
経済学研究科博士課程前期課程（修士（経済学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/economics/policy.html
経営学研究科修士課程（修士（経営学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/business/policy.html
法学研究科博士課程前期課程（修士（法学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/law/outline/policy.html
工学研究科博士課程前期課程（修士（工学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/engineering/policy.html
人間情報研究科博士課程前期課程（修士（学術））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/human/policy.html
文学研究科博士課程後期課程（博士（文学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/letters/policy.html
経済学研究科博士課程後期課程（博士（経済学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/economics/policy.html
法学研究科博士課程後期課程（博士（法学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/law/outline/policy.html
工学研究科博士課程後期課程（博士（工学））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/engineering/policy.html
人間情報研究科博士課程後期課程（博士（学術））	○	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/human/policy.html
備考			

- ※ 関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項
- ※ 「学部・研究科等名称」欄には、学部・研究科等の名称とともに、学位名称を（ ）で書き添えてください。
例：法学部(学士(法学))

7－2 教育課程等に係る大学設置基準上の特例（※対象となる学部等がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定	根拠となる資料
備考				

- ※ 関係法令：大学設置基準第57条、専門職大学設置基準第76条

8 〔専門職大学及び専門職学科〕科目区分ごとの必要修得単位数

学部、学科等名称	単位数						根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎科目	職業専門 科目	展開科目	総合科目	実験、実習または実技 の単位数	左記のうち臨地実務実 習科目	
備考							

- ※ 関係法令： 大学設置基準第42条の9、専門職大学設置基準第29条、30条
- ※ 専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

9 履修登録単位数の上限設定（学士課程）

2023年度以降入学生適用

学部等名称	上限値 (設定期間)	根拠となる資料	上限緩和 措置の有無	根拠となる資料 (基準及び緩和単位数)
文学部	学年により異なる（通期） ※1	文学部履修細則（第5条） https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/syllabus/overview/letters_15.pdf 経済学部履修細則（第5条） https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/syllabus/overview/economics_15.pdf 経営学部履修細則（第3条） https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/syllabus/overview/businessA_15.pdf 法学部履修細則（第4条） https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/syllabus/overview/law_16.pdf 工学部履修細則（第5条） https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/syllabus/overview/engineering_15.pdf 地域総合学部履修細則（第3条） https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/syllabus/overview/regional_15.pdf 情報学部履修細則（第3条） https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/syllabus/overview/informatics_15.pdf 人間科学部履修細則（第4条） https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/syllabus/overview/human_15.pdf 国際学部履修細則（第3条） https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/syllabus/overview/international_15.pdf	○ ※2、3、4	同左
経済学部			○ ※2、3、4、5	同左 東北学院大学早期卒業に関する規程 https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/syllabus/overview/economics_17.pdf 東北学院大学経済学部早期卒業細則(第4条) https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/syllabus/overview/economics_18.pdf
経営学部			○ ※2、3、4、6	同左 東北学院大学早期卒業に関する規程 https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/syllabus/overview/businessA_17.pdf 東北学院大学経営学部早期卒業細則(第4条) (資料4-55)
法学部			○ ※2、3、4、7	同左 東北学院大学早期卒業に関する規程 https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/syllabus/overview/law_18.pdf 東北学院大学法学部早期卒業細則(第5条) (資料4-56)
工学部			○ ※2、3、4、8	同左 東北学院大学早期卒業に関する規程 https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/syllabus/overview/engineering_17.pdf 東北学院大学工学部早期卒業細則(第4条) https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/syllabus/overview/engineering_18.pdf
地域総合学部			○ ※2、3、4	同左
情報学部			○ ※2、3、4	同左
人間科学部			○ ※2、3、4	同左
国際学部			○ ※2、3、4	同左

備考	
※1 第1学年次～第3学年次を40単位、第4学年次を46単位(教育学科を除く)。教育学科は第1学年次～第3学年次を44単位、第4学年次を46単位。	
※2 教育学科を除く第2学年次又は第3学年次の学生は履修登録をする前年度の年間GPAが3.0以上の場合は、44単位まで履修登録をすることができる。	
教育学科の第2学年次又は第3学年次の学生は履修登録をする前年度の年間GPAが3.0以上の場合は、46単位まで履修登録をすることができる。	
※3 次に掲げる科目は、1年間に履修登録できる上限単位数に含まない。	
(1) ベーシック英語	
(2) ベーシック数学	
(3) ベーシック物理学	
(4) 学則別表第2「教育職員免許状の教科に関する科目」区分に含まれる科目	
(5) 学則別表第3から別表第4の4までに含まれる科目	
※4 編入学生、転学部・転学科学生及び再入学生は、必要な指導を経たうえで、入学年次に46単位まで履修登録することができる。	
※5 経済学部においては、早期卒業の申請が認められた者は、第3学年次において、第3学年次配当科目を40単位まで履修登録できるほか、履修規程第8条の履修登録単位上限の例外として、第3学年次又は第4学年次開講科目（演習Ⅲを除く。）を8単位まで履修できるものとする。	
※6 経営学部においては、早期卒業の申請が認められた者は、第3学年次において52単位まで履修登録できる。またその場合、第4学年次配当科目を8単位まで含むことができる。	
※7 法学部においては、早期卒業の申請が認められた者は、第3学年次において、東北学院大学早期卒業に関する規程第11条第2項により、52単位まで履修登録できるものとする（「演習二部（卒業研究・論文）」を含む。）。	
※8 工学部においては、早期卒業の申請が認められた者は、第3学年次において第3学年次開講科目を38単位まで履修できる（除外科目は除く。）ほか、東北学院大学履修規程第8条の履修登録単位上限の例外として、第4学年次後期開講科目から「卒業研究Ⅱ」3単位を含む9単位まで履修できるものとする。	

- ※ 関係法令： 大学設置基準第27条の2、専門職大学設置基準第22条
- ※ 履修登録単位数の上限値を編入学生に対しては別に設定している場合、その旨と上限値を備考欄に記述してください。
- ※ 上限値に関係なく履修登録が認められる科目がある場合、そのことを備考欄に記述してください。また、その根拠となる資料を、「根拠となる資料」欄に示してください。
- ※ 上限緩和措置がある場合、緩和の基準及び緩和する単位数(上限値)を備考欄に記述してください。また、基準及び緩和単位数それぞれの根拠となる資料を、「根拠となる資料」欄に示してください。

10 1学期の授業期間と単位計算●

[授業期間]		
学期区分	授業期間	根拠となる資料
2学期	35週	大学学則第6条、第6条の2及び第24条の2第3項 大学院学則第10条及び第10条の2
備考		

- ※ 関係法令： 大学設置基準第22条、専門職大学設置基準第15条
- ※ 「学期区分」又は「授業期間」が1つでない場合は、行を追加してください。

[単位計算]			
授業形態	1単位当たりの学習時間	うち授業の時間	根拠となる資料
講義・演習・実験・実習・実技	45時間	15～45時間	大学学則第24条の2第1項及び第2項 大学院学則第12条第2項
備考			

- ※ 関係法令： 大学設置基準第21条、専門職大学設置基準第14条

11 [専門職大学及び専門職学科] 1 授業当たりの学生数

学部、学科等名称	1授業当たりの学生数が40名を超える授業数	根拠となる資料
備考		

- ※ 関係法令： 大学設置基準第42条の7、専門職大学設置基準第17条
- ※ 学生数は履修登録者数を算定の基礎としてください。
- ※ 学生数が40名を超える授業がない場合は「一」(ハイフン)を記入してください。
- ※ 専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の卒業の要件に加え、前期課程の修了の要件も示してください。

12 卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称 (研究科は学位課程別)	卒業・修了 要件単位数	既修得等 ^(注) の認定上限 単位数	卒業・修了 要件の明示 有無	根拠となる資料			
文学部	124単位	60単位	○	卒業・修了 要件単位数 ／ 卒業・修了 要件の明示	大学学則 第25条第1 項～第3項 ※1	既修得等の 認定上限 単位数	大学学則 第24条の3第3項 第24条の4第3項 第24条の5第2項
経済学部	124単位	60単位	○				
経営学部	124単位	60単位	○				
法学部	124単位	60単位	○				
工学部	124単位	60単位	○				
地域総合学部	124単位	60単位	○				
情報学部	124単位	60単位	○				
人間科学部	124単位	60単位	○				
国際学部	124単位	60単位	○				
教養学部	124単位	60単位	○				
文学研究科博士課程前期課程	30単位以上	20単位	○	卒業・修了 要件の明示	大学院学則 第12条第1 項別表2	既修得等の 認定上限 単位数	大学院学則 第14条第5項 (関係規定:第14条の2第2 項、第15条の3第1項及び 第2項、第27条第3項)
文学研究科博士課程後期課程	12単位以上	20単位	○				
経済学研究科博士課程前期課程	32単位以上	20単位	○				
経済学研究科博士課程後期課程	12単位以上	20単位	○				
経営学研究科修士課程	30単位以上	20単位	○				
法学研究科博士課程前期課程	30単位以上	20単位	○				
法学研究科博士課程後期課程	12単位以上	20単位	○				
工学研究科博士課程前期課程	32単位以上	20単位	○				
工学研究科博士課程後期課程	16単位以上	20単位	○				
人間情報学研究科博士課程前期課程	30単位以上	20単位	○				
人間情報学研究科博士課程後期課程	12単位以上	20単位	○				
備考							
※1 最新の大学学則では、2023年度から学生募集停止となった「教養学部」については記載していないが、次のとおり、大学要覧に明示している。【教養学部 卒業要件】 https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/syllabus/overview/liberalA_14.pdf							

- 注

[学士]

大学設置基準第28条から第30条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）
- [専門職大学]

専門職大学設置基準第24条から26条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）
- [修士・博士]

大学院設置基準第15条によって準用する大学設置基準第28条及び第30条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）
- [専門職]

専門職大学院設置基準第14条、第21条、第22条、第27条及び第28条の規定に基づく措置
- ※

関係法令：

大学設置基準第28条、第29条、第30条及び第32条、第42条の12、
専門職大学設置基準第24条、第25条、第26条、第29条及び第30条、
大学院設置基準第16条及び第17条、
専門職大学院設置基準第14条、第15条、第21条、第22条、第23条、第27条、第28条及び第29条

13 研究指導計画及び学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）

研究科等名称 (学位課程別)	研究指導計画 (注1) の明示	根拠となる資料	学位論文審査 基準 (注2) の明 示・公表	特定課題研究審 査基準 (注3) の 明示・公表	根拠となる資料 (注4)	
文学研究科博士課程前期課程	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/letters/plan.html	○		同左	大学院要覧 https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/syllabus/
文学研究科博士課程後期課程	○		○			
経済学研究科博士課程前期課程	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/economics/plan.html	○			
経済学研究科博士課程後期課程	○		○			
経営学研究科修士課程	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/business/plan.html	○			
法学研究科博士課程前期課程	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/law/degree/plan.html	○	○		
法学研究科博士課程後期課程	○		○			
工学研究科博士課程前期課程	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/engineering/plan.html	○			
工学研究科博士課程後期課程	○		○			
人間情報学研究科博士課程前期課程	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/human/plan.html	○			
人間情報学研究科博士課程後期課程	○		○			
備考						

- 注1

[研究指導計画]

研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生にあらかじめ明示する計画であり、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールを明らかにしたもの。
- 注2

[学位論文審査基準]

学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。
- 注3

[特定課題研究審査基準]

修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。
- 注4

[根拠となる資料]

学位論文審査基準及び特定課題研究審査基準の根拠となる資料については、当該基準及びそれらの基準を学生にあらかじめ明示するために掲載している冊子等の媒体を記載してください。また、それらを公表しているウェブサイトのURLも記載してください。
- ※

関係法令：

学校教育法第172条の2第3項、大学院設置基準第14条の2第1項

14 〔専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程〕教育課程連携協議会の設置

学部・学科、研究科等名称	設置の有無	構成					根拠となる資料
		1号委員	2号委員	3号委員	4号委員	5号委員	
備考							

- ※ 関係法令：大学設置基準第42条の5条、専門職大学設置基準第10条、専門職大学院設置基準第6条の2
- ※ 「構成」については、根拠法令で定める種類の者の参画状況を○又は×で記入してください。（大学院の専門職学位課程の場合、「5号委員」欄は「－」としてください。）

[学生の受け入れ]
15 学生の受け入れ方針（ＡＰ）の公表

学部・研究科等名称	公表	根拠となる資料
文学部	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/letters/about/policy.html
経済学部	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/economics/about/policy.html
経営学部	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/business/about/policy.html
法学部	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/law/about/policy.html
工学部	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/engineering/about/policy.html
地域総合学部	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/regional/about/policy.html
情報学部	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/informatics/about/policy.html
人間科学部	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/human/about/policy.html
国際学部	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/international/about/policy.html
教養学部	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/liberalarts/about/policy.html
文学研究科博士課程前期課程	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/letters/policy.html
文学研究科博士課程後期課程	○	
経済学研究科博士課程前期課程	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/economics/policy.html
経済学研究科博士課程後期課程	○	
経営学研究科修士課程	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/business/policy.html
法学研究科博士課程前期課程	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/law/outline/policy.html
法学研究科博士課程後期課程	○	
工学研究科博士課程前期課程	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/engineering/policy.html
工学研究科博士課程後期課程	○	
人間情報学研究科博士課程前期課程	○	https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/faculty/graduate/human/policy.html
人間情報学研究科博士課程後期課程	○	
備考		

- ※ 関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

16 定員管理
[学士課程]

学部・学科等名称	収容定員 充足率	入学定員充足 率の5年平均	根拠となる資料	
文学部	1.04	1.05	大学基礎データ（表2）	
英文学科	1.03	1.06		
総合人文学科	1.05	1.03		
歴史学科	1.05	1.04		
教育学科	1.05	1.04		
経済学部	1.04	1.04		
経済学科	1.04	1.03		
共生社会経済学科	1.05	1.06		
経営学部	1.03	1.04		
経営学科	1.03	1.04		
法学部	1.05	1.05		
法律学科	1.05	1.05		
工学部	1.02	1.04		
機械知能工学科	1.03	1.05		
電気電子工学科	1.01	1.04		
環境建設工学科	1.01	1.04		
情報基盤工学科	1.00	1.03		
地域総合学部	1.06	1.06		
地域コミュニティ学科	1.07	1.07		
政策デザイン学科	1.04	1.05		
情報学部	1.07	1.07		
データサイエンス学科	1.07	1.07		
人間科学部	1.10	1.11		
心理行動科学科	1.10	1.11		
国際学部	1.03	1.04		
国際教養学科	1.03	1.04		
教養学部	1.02	1.03		
人間科学科	1.00	1.02		
言語文化学科	1.02	1.03		
情報科学科	1.03	1.03		
地域構想学科	1.02	1.03		
備考				

- ※ 関係法令：大学設置基準第18条第3項、専門職大学設置基準第8条
- ※ 基礎データ（表2）の数値と一致するよう作成してください。
- ※ 専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、学科ごとに入学定員については前期・後期それぞれの値を、収容定員については、全課程を通じた値を示してください。

[修士課程]

研究科等名称	収容定員 充足率	入学定員充足 率の5年平均	根拠となる資料
経営学研究科修士課程	1.19	0.95	大学基礎データ（表2）
備考			

- ※ 関係法令：大学院設置基準第10条第3項
- ※ 基礎データ（表2）の数値と一致するよう作成してください。
- ※ 専攻単位で作表する必要はありません。

[博士課程]

研究科等名称	収容定員 充足率	入学定員充足 率の5年平均	根拠となる資料
文学研究科博士課程前期課程	0.10	0.19	大学基礎データ（表2）
文学研究科博士課程後期課程	0.19	0.14	
経済学研究科博士課程前期課程	0.06	0.08	
経済学研究科博士課程後期課程	0.17	0.10	
法学研究科博士課程前期課程	0.40	0.38	
法学研究科博士課程後期課程	0.17	0.10	
工学研究科博士課程前期課程	1.00	1.06	
工学研究科博士課程後期課程	0.21	0.13	
人間情報学研究科博士課程前期課程	1.31	0.78	
人間情報学研究科博士課程後期課程	0.56	0.20	
備考			

- ※ 関係法令：大学院設置基準第10条第3項
- ※ 基礎データ（表2）の数値と一致するよう作成してください。
- ※ 専攻単位で作表する必要はありません。

[専門職学位課程]

研究科等名称	収容定員 充足率	入学定員充足 率の5年平均	根拠となる資料
備考			

- ※ 関係法令： 大学院設置基準第10条第3項(準用)
- ※ 基礎データ（表2）の数値と一致するよう作成してください。

[教員・教員組織]

17 設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※令和4年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料		
全体 ^(注1)		○	○	大学基礎データ（表1）		
学部・学科等	文学部英文学科	○	○			
	文学部総合人文学科	○	○			
	文学部歴史学科	○	○			
	文学部教育学科	○	○			
	経済学部経済学科	○	○			
	経済学部共生社会経済学科					
	経営学部経営学科	○	○			
	法学部法律学科	○	○			
	工学部機械知能工学科	○	○			
	工学部電気電子工学科	○	○			
	工学部環境建設工学科	○	○			
	工学部情報基盤工学科					
	教養学部人間科学科					
	教養学部言語文化学科					
	教養学部情報科学科					
	教養学部地域構想学科					
	地域総合学部地域コミュニティ学科	○	○			
	地域総合学部政策デザイン学科	○	○			
	情報学部データサイエンス学	○	○			
	人間科学部心理行動科学科	○	○			
	国際学部国際教養学科	○	○			
学部・学科等 (薬学) (注2)	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家 教員数 ^(注3)	うち、みなし 専任教員 の数と割合	根拠となる資料
備考						

- ※ 関係法令： 令和4年10月改定前の大学設置基準第13条
- ※ 基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）
- ※ “×”に相当する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、[専門職大学及び専門職学科]及び[専門職学位課程]表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。
- 注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味
- 注2 [薬学]：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの
- 注3 「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[専門職大学及び専門職学科] ※令和4年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家 教員数 ^(注2)	うち、みなし 専任教員 数と割合	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数との割合	根拠となる資料
全体 ^(注1)							
学部・学科等							
備考							

- ※ 関係法令： 令和4年10月改定前の大学設置基準第13条、第42条の6、専門職大学設置基準第35条
- 注1 [全体]：専門職大学設置基準別表第一に基づいて作成してください。専門職学科を置く大学の場合、[全体]に係る数は[学士課程]
- 注2 「実務家教員数」、「みなし専任教員数」及び「研究能力を併せ有する実務家教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」及び「研究能力を併せ有する実務家教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[大学院の専門職学位課程]

研究科等名称	総数	教授数	実務家 教員数 (注)	うち、みなし 専任教員 数と割合	根拠となる資料
備考					

※ 関係法令：専門職大学院設置基準第5条
注 「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×を（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

18 ファカルティ・ディベロップメント等の実施

学位課程種類	実施有無	根拠となる資料
大学全体としての取り組み	○	過去3年間のFD実施状況(2021～2023年度)
学士課程	○	
専門職学科		
修士課程・博士課程	○	
専門職学位課程		
教員の諸活動（教育に係るものを除く）の活性化や資質向上を図るための措置	○	
学部等における指導補助者に対する研修	○	
備考		

※ 関係法令：大学設置基準第11条第2項及び第3項、専門職大学設置基準第36条第2項及び第3項、大学院設置基準第9条の3及び専門職大学院設置基準第11条
※ 「教員の諸活動(教育に係るものを除く)」とは、教員の研究活動や社会貢献活動等を指します。
※ 学部等において指導補助者を置いている場合は、研修の実施有無を記載してください。置いていない場合は、ハイフンとしてください。

[教育研究等環境]

19 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足●

校地面積の 充足	校舎面積の 充足	根拠となる資料
○	○	大学基礎データ(表1)
備考		

※ 関係法令：大学設置基準第37条及び第37条の2、専門職大学設置基準第46条及び第47条
※ 基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。

[大学運営・財務]

20 スタッフ・ディベロップメントの実施

実施の有無	根拠となる資料
○	過去3年間のSD研修実績(2021～2023年度)
備考	

※ 関係法令：大学設置基準第11条第1項、専門職大学設置基準第36条第1項、大学院設置基準第43条